大阪市障害者支援計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画

わかりやすい版

2021　かっこ　令和３　年３月

大阪市

1ページ

第１章　計画のこと

１　計画を つくる理由

日本では、障がいのある人の　権利を守ったり、自分の力で暮らせるように　いろいろな約束や法律を　つくってきました。

大阪市では、1984　かっこ　昭和59年3月に　障がいのある人のための　計画をつくり、進めてきました。

2006　かっこ　平成18　年には、国連で、障がいのある人の　権利を守るために「障害者権利条約」という約束が　決まりました。

日本でも　いろいろな法律をつくり、2014　かっこ　平成26　年に　「障害者権利条約」という約束を　世界の国としました。

このように　世界の国や日本では、障がいのある人のための　約束や法律が　大きく変わりました。

大阪市では　約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が　住んでいるところで　自分の力で生活できるように　してきました。

障がいのある人も　ない人も　地域で一緒に暮らすことができる社会にするために、この新しい計画をつくりました。

2ページ

２　計画の考え方

かっこ１　計画について

この計画は、３つの計画を　１つに　まとめています。

まる１　大阪市障がい者支援計画

2018　かっこ　平成30　年4月から　2024　かっこ　令和6　年3月までの　６年間にすることを　書いています。

この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で　決まっています。

まる２　第６期大阪市障がい福祉計画

2021　かっこ　令和3　年4月から　2024　かっこ　令和6　年3月までの　３年間にすることを　書いています。

この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で　決まっています。

まる３　第２期大阪市障がい児福祉計画

2021　かっこ　令和3　年4月から　2024　かっこ　令和6　年3月までの　３年間にすることを　書いています。

この計画をつくることは、「児童福祉法」という法律で、決まっています。

3ページ

かっこ２　計画の考え方

「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も　ない人も、基本的人権をもった　ひとりの人として　大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を　めざします」ということが　書いてあります。

大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを　大事にしながら、次の３つのことを　していきます。

まる１　障がいのある人も　ない人も、基本的人権をもった　ひとりの人として大切にします。

まる２　障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう　手伝います。

まる３　障がいのある人が、住んでいるところで　自分の力で生活できるよう　手伝います。

かっこ３　計画の進め方

まる１　障がいのある人の生活を　手伝うために　大阪市を　よくしていきます。

まる２　こどもから大人まで、障がいのある人の一生を　途切れないで　手伝うようにします。

まる３　障がいの状況は　それぞれ違います。それぞれに合った方法で　手伝うことができるようにします。

まる４　障がいのある人への　差別をなくして、権利を守ります。

まる５　障がいのある人を手伝う人を増やして、その人たちへの勉強会を　たくさんしていきます。

まる６　大阪市を住みやすくするために　障がいのある人の　生活の様子や　必要なことを　調べます。

4ページ

第２章　大阪市が していくこと

１ 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために していくこと

かっこ１　障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします

障がいのある人への　差別や偏見は、今でも　いろいろなところで　見られます。市民の皆さんに、障がいのことを　正しく知ってもらうことが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを正しく伝えます。

○学校で　こどもたちが　人権や福祉の大切さを　学べるようにします。

かっこ２　障がいのある人に 情報　かっこ　知っていること　を伝えます

話したり、聞いたりすることや　情報　かっこ　知っていることを　集めることは、地域で生活するために　大事なことです。

そのため、障がいがあることで　声で話したり、耳で聞いたりすることが　難しい人たちへの手伝いが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○利用できるサービスなどを、わかりやすく　伝えます。

○2016　かっこ　平成28　年１月に　「大阪市 こころを結ぶ 手話言語条例」をつくりました。手話は言葉です。大阪市では、手話が　必要な人を　手伝います。

5ページ

２　地域で 住むことができるように していくこと

かっこ１　障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします

障がいのある人が、利用したい福祉サービスを　自分で決めるということが　大切です。

そのため、サービス利用を手伝うことや　権利を守ることが　必要です。

障がいのある人が　年をとったり、たくさんの手伝いが　必要になっています。

そのため、たくさんの相談できるところが　必要です。

「障害者差別解消法」の考え方は　大事なことです。

障がいを理由とした差別を　なくすため、関係している人たちが　一緒になってすることが　必要です。

障がいのある人への虐待　かっこ　繰り返し　叩いたり　嫌がらせをすること　を　早く見つけたり、止めさせるために　関係している人たちが　力をあわせることが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○地域で　安心して　生活できるようにします。そのため、自分で決めることが　難しい人を　関係している人たちが　一緒になって手伝えるようにします。

○福祉サービス利用や、生活のお金の管理を 手伝えるようにします。

○「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。

○「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。

〇「市地域自立支援協議会」という　大阪市全体の障がい福祉を考えるグループと力をあわせて、　「各区地域自立支援協議会」という　各区の障がい福祉を考えるグループを　良くしていきます。

6ページ

○障がいを理由とする差別を相談する場所で　正しい相談ができるような勉強会を　職員にします。

○障がいを理由とする差別を　なくすために、大阪市で　条例　かっこ　大阪市だけの法律　をつくることを　考えます。

○障がいのある人への虐待　かっこ　繰り返し　叩いたり　嫌がらせをすること　を止めさせたり、　早く見つけることができるよう、 市民の皆さんへ　虐待　かっこ　繰り返し叩いたり　嫌がらせをすること　が　いけないことを　伝えます。

〇障がいのある人への虐待　かっこ　繰り返し　叩いたり　嫌がらせをすること　が　なくなるように　関係している人たちが　話し合い　力を合わせていきます。

かっこ２　障がいのある人の 福祉サービスなどを 増やします

「障害者総合支援法」という法律と　「児童福祉法」という法律が変わり、2018　かっこ　平成30　年４月から　新しい福祉サービスが　はじまります。

安心して　サービスを利用できるように、また、わかりやすい制度になるように、国へ言っていくことが　必要です。

制度が変わっても、きちんと　サービスを利用できるように　していく必要があります。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○障がい福祉サービスが　より良くなるよう、国へ言っていきます。

○障がいのある人が一緒に生活する　「グループホーム」が増えるようにします。

○保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの　関係している人たちが　話し合いをして、医療的ケアの必要な　障がいのあるこどもを　手伝います。

7ページ

かっこ３　障がいのある人の スポーツや文化活動などを 進めます

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等があります。この盛り上がりをきっかけに、障がいのある人も　ない人も　スポーツを　一緒に楽しめるようにすることが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○障がいのある人の　スポーツを始めるきっかけを　つくります。

○市民の皆さんに　障がい者スポーツのことを　知らせます。

○住んでいるところで　スポーツ・文化活動ができるように　していきます。

３　施設をはなれた生活に 移れるようにしていくこと

かっこ１　施設で生活している人が 施設をはなれて生活できるように 手伝います

障がいのある人が　施設をはなれて　みんなで一緒に暮らすために、生活を手伝う方法が　たくさん必要です。

施設で生活している人が よく知っているところで 暮らしたいと思う気持ちを　大切にし、安心して よく知っているところで 暮らすということが 必要です。

8ページ

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○施設で生活している人の　思っている暮らしを　調べます。そして、それぞれに合った暮らしができるように　一緒に考えます。

○施設で生活している人に　施設をはなれた暮らしについて　知ってもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。　かっこ　施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど

○グループホームなどの　住む場所をつくります。また、施設をはなれて生活することができるサービスを　増やします。

かっこ２　精神科病院に入院している人が 退院できるように 手伝います

精神科病院での生活が 長くなると、退院することが 心配になります。そのため、いろいろな手伝いが　必要になります。

地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝うサービスが　たくさん必要です。

いろいろな人たち　かっこ　保健・医療・福祉に関係している人たち　が　一緒になって手伝うことが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○大阪市外の精神科病院に　入院している人が　多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と　一緒になって手伝います。

○ピアサポーターと一緒に　退院ができるように　手伝います。

○いろいろな人たち　かっこ　保健・医療・福祉に関係している人たち　が　話し合いをして、地域で暮らし続けられるように　手伝います。

9ページ

４　地域で 学び・働くために していくこと

かっこ１　障がいのあるこども 一人ひとりに合った 保育・教育を していきます

大阪市では、障がいのあるこどもと　障がいのないこどもが　「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」をしています。

みんなが　障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが　住んでいるところで学びやすくすることが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○障がいのあるこどもと　障がいのないこどもが、住んでいるところで　共に育つ保育・教育を　していきます。

○障がいのあるこども　一人ひとりに合った　教育となるよう、関係している人たちが　一緒になって考えます。

○学校を卒業した後も　関係している人たちが手伝うようにします。そのため、一人ひとりに合わせて　将来のことを一緒に考えていきます。

○図書館といった　みんなで使う建物を、障がいのある人が　利用しやすくなるようにします。

○障がいのあるこどもの　放課後　かっこ　学校が終わった後の時間　などの過ごし方が　よくなるように考えます。

○教職員　かっこ　先生　が　障がいのある人のことを　正しく知るようにします。そのため、勉強会をたくさんします。

10ページ

かっこ２　障がいのある人が 働きやすくします

「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人で　会社で働く人の数は　増えています。しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○物を買うときや　作業をお願いするときは、できるだけ　障がい者福祉施設などに　お願いします。

○障がいのある人が　働き続けられるようにします。そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが　一緒になって　仕事と生活を手伝います。

○一人ひとりの障害に合わせて　仕事ができるように手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。

11ページ

５　住みよい 環境づくりのために していくこと

かっこ１　障がいのある人が　使いやすくしていきます

大阪市では　「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」をつくって、建物を使いやすくしています。

旧市営交通　かっこ　地下鉄・市バス　は、2018　かっこ　平成30　年4月に、地下鉄はオオサカメトロに、市バスは大阪シティバスに、それぞれ会社が変わりました。

障がいのある人が、安心して　暮らすことができるよう　グループホームなどが増えていくことが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方を　大事にします。そして、大阪市の建物や　たくさんの人が利用する建物を、みんなが　使いやすいようにします。

○ 旧市営交通　かっこ　地下鉄・市バス　の会社が変わった後も、安全のことや　使いやすくすることを　言っていきます。

○また、他の電車を動かしている会社にも、エレベーターや　駅が使いやすくなるように　言っていきます。

○グループホームは、障がいのある人にとって　必要な「住まい」です。そのため、これからも　増やしていきます。

12ページ

かっこ２　障がいのある人の 防災や防犯を していきます

手伝いが必要な人を　知っておくことや　避難所で手伝うこと、食べ物や薬などを　準備しておくことなど、防災対策を進めることが　必要です。

障がいのある人が　安全で　安心して暮らせるようにしていくことが　必要です。

令和２年２月に　新型コロナウイルスによる　感染症　かっこ　人に移る病気　が発生しましたが、障がいのある人が安全で　安心してサービスを　使えるようにしていくことが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○個人情報　かっこ　住所や名前など　が外に出ないように　気をつけて　手伝いが必要な人を　調べておきます。また、逃げることを手伝う計画を　つくります。

○逃げた後の　医療・保健・福祉サービスの　準備をします。また、逃げた後の生活で必要となる　食べ物や薬などを準備しておきます。

○障がいのある人を　犯罪から守り、安全で安心に　住むことができるようにします。

〇新型ウイルスによる　感染症　かっこ　人に移る病気　が発生しても　サービスを使えるように、みんなで一緒に考えます。

13ページ

６　地域で安心して 暮らすために していくこと

かっこ１　障がいのある人の 保健や 医療などを 受けやすくします

障がいのある人が、住んでいるところで　元気に　暮らすためには、一人ひとりに合った　健康づくりと　安心して病院に行けることが　必要です。

また、医療的ケアが必要な　障がいのある人が　住んでいるところで生活をするため、保健・医療・福祉に関係している人たちが　一緒になって手伝うことが　必要です。

【大阪市がすること　かっこ　主なもの】

○障がいのある人が、住んでいるところで　病院に行くことができるように　手伝います。

○話したり、聞いたりすることの手伝いが必要な人や、重症心身障がい児・者　かっこ　障がいがとても重い人　が　きちんと　病院に行くことができるように　手伝います。

○よく知っているところでリハビリテーション　かっこ　動きやすくなるための練習　が　受けやすくなるよう、 関係している人たちが　一緒になって手伝います。

○病院などと一緒になって、医療的ケアができるショートステイ事業を　増やします。

○障がいのあるこどもが　早い頃から　療育　かっこ　生活の練習　を受けることができるよう、関係している人たちが　一緒になって手伝います。

14ページ

第３章　目標と 福祉サービスの見込み

１　目標

次の７つの目標を　2024　かっこ　令和６　年３月までに　できるようにしていきます。

まる１　施設で生活している人が　施設をはなれた生活に移った様子

○施設をはなれた生活へ移る人　2020　かっこ令和２　年度から ４年間で102人

○施設で生活している人　1,306人を 1,285人まで減らします

まる２　精神障がいのある人を　住んでいるところ全体で手伝う　やり方づくり

○退院してから、1年以内の地域での平均生活日数を316日以上

○１年より長いあいだ　入院している人　　1,773人を 1,680人まで減らします

○入院後３か月で　退院する人の割合　　69％以上に引き上げます

○入院後６か月で　退院する人の割合　　86％以上に引き上げます

○入院後１年で　退院する人の割合　　　92％以上に引き上げます

○地域移行支援を利用して　地域生活へ移る人　３年間で60人

まる３　福祉施設からの　一般就労　かっこ　会社で働くこと

○福祉施設から　会社での仕事に移る人　　1,168人

○就労移行支援事業から　会社での仕事に移る人　　663人

○就労継続支援Ａ型事業所から　会社での仕事に移る人　　201人

〇就労継続支援Ｂ型事業所から　会社での仕事に移る人　　83人

15ページ

〇就労移行支援を利用し、会社での仕事に移る人の中で、就労定着支援を利用する人の割合　　７割

〇就労定着支援の中で、就労定着率が８割以上の事業所の割合　７割以上

まる４　地域生活支援拠点等　かっこ　障がいのある人を　よく知っているところ　で　生活を手伝う　やり方を　より良くします

○区ごとを中心に、事業者が一緒になって　障がいのある人の　よく知っているところでの　生活を手伝う　やり方づくりを　より良くしていきます。

まる５　障がいのあるこどもを手伝う　やり方づくり

○児童発達支援センターや　保育所等訪問支援で　必要な手伝いができるよう　にします。

〇主に　重症心身障がい児　かっこ　障がいがとても重いこども　を手伝う児童発達支援事業所が、これから先も　手伝いができるようにします。

〇主に　重症心身障がい児　かっこ　障がいがとても重いこども　を手伝う放課後等デイサービス事業所を、これから先も　手伝いができるようにします。

〇医療的ケア　かっこ　医師や看護師などの助け　の　必要なこどもが　手伝ってもらえるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの　関係している人たちが　話し合うようにします。

〇医療的ケアのコーディネーター　かっこ　医師や看護師などと　連絡をする相談員　を育て、事業所にいるようにします。

まる６　地域で相談できる体制を　より良くしていきます

〇各区にある基幹相談支援センターが中心となって　相談支援の体制を　より良くしていきます。

16ページ

まる７　障がい福祉サービスを　より良くするためにすること

〇事業者がお金を請求する時に　間違えないように教えます。

〇請求の間違いを見つけるために、大阪府、他の市や町と力を合わせます。

〇事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をする他の市の職員と　どのようにすれば良くなるか話し合いをします。

２　福祉サービスの見込み

注釈　見込み量の読み上げは、2021「令和３年度」　2022「令和４年度」　2023「令和５年度」の順で読み上げます。

○　訪問系サービス、短期入所

居宅介護

月に13,859人、295,993時間 利用　　月に 14,635人、315,233時間 利用　　月に 15,455人、335,723時間 利用

同行援護

月に 1,420人、37,809時間 利用　　月に 1,444人、38,452時間 利用　　月に 1,469人、39,106時間 利用

重度訪問介護

月に 1,884人、257,427時間 利用　　月に 1,897人、257,685時間 利用　　月に 1,910人、257,943時間 利用

行動援護

月に 436人、9,628時間 利用　　月に 506人、11,304時間 利用　　月に 587人、13,270時間 利用

短期入所

月に 1,454人、9,994日 利用　　月に 1,595人、10,963日 利用　　月に 1,750人、12,026日 利用

○　日中活動系サービス

生活介護

月に 7,320人、123,645日 利用　　月に 7,525人、127,107日 利用　　月に 7,736人、130,666日 利用

17ページ

注釈　見込み量の読み上げは、2021「令和３年度」　2022「令和４年度」　2023「令和５年度」の順で読み上げます。

自立訓練　かっこ機能訓練

月に 78人、1,082日 利用　　月に 79人、1,101日 利用　　月に 80人、1,121日 利用

自立訓練　かっこ生活訓練

月に 323人、5,141日 利用　　月に 332人、5,290日 利用　　月に 342人、5,443日 利用

就労移行支援

月に 1,526人、23,636日 利用　　月に 1,543人、23,896日 利用　　月に 1,560人、24,159日 利用

就労継続支援Ａ型

月に 2,755人、47,358日 利用　　月に 2,791人、47,974日 利用　　月に 2,827人、48,598日 利用

就労継続支援Ｂ型

月に 5,708人、88,109日 利用　　月に 5,794人、89,431日 利用　　月に 5,881人、90,772日 利用

就労定着支援

月に 510人 利用　　月に 577人 利用　　月に 653人 利用

療養介護

月に 313人 利用　　月に 313人 利用　　月に 313人 利用

○　居住系サービス、自立生活援助

共同生活援助

月に 3,201人 利用　　月に 3,490人 利用　　月に 3,805人 利用

施設入所支援

月に 1,296人 利用　　月に 1,291人 利用　　月に 1,285人 利用

自立生活援助

月に 51人 利用　　月に 61人 利用　　月に 73人 利用

地域生活支援拠点

１箇所　１箇所　１箇所

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

年に　１回　実施　　年に　１回　実施　　年に　１回　実施

18ページ

注釈　見込み量の読み上げは、2021「令和３年度」　2022「令和４年度」　2023「令和５年度」の順で読み上げます。

○　指定相談支援

計画相談支援

月に 9,346人 利用　　月に 10,413人 利用　　月に 11,480人 利用

地域移行支援

月に 35人 利用　　月に 35人 利用　　月に 35人 利用

地域定着支援

月に 788人 利用　　月に 905人 利用　　月に 1,022人 利用

○　障がい児支援

児童発達支援

月に 4,203人、47,933日 利用　　月に 4,767人、55,597日 利用　　月に 5,391人、63,423日 利用

医療型児童発達支援

月に 34人、326日 利用　　月に 34人、326日 利用　　月に 34人、326日 利用

放課後等デイサービス

月に 8,436人、106,219日 利用　　月に 9,572人、119,459日 利用　　月に 10,528人、130,930日 利用

保育所等訪問支援

月に 594回、1,000日 利用　　月に 836回、1,403日 利用　　月に 1,175回、1,915日 利用

居宅訪問型児童発達支援

月に 22回 、72日 利用　　月に 22回 、72日 利用　　月に 22回 、72日 利用

障がい児相談支援

月に 2,417人 利用　　月に 3,006人 利用　　月に 3,740人 利用

医療的ケア児を支援するコーディネーター

39人を 配置　　89人を 配置　　139人を 配置

19ページ

注釈　見込み量の読み上げは、2021「令和３年度」　2022「令和４年度」　2023「令和５年度」の順で読み上げます。

○　発達障がいのある人等への支援

発達障がい者支援地域協議会

年に ２回 開催　　年に ２回 開催　　年に ２回 開催

発達障がい者支援センター

年に 2,445件　相談を受ける　　年に 2,445件　相談を受ける　　年に 2,445件　相談を受ける

発達障がい者支援センターと　地域サポートコーチ

年に 助言を 530件、研修を 248件、啓発を 3件、支援プログラム等の受講者数を843件　　年に 助言を 530件、研修を 248件、啓発を 3件、支援プログラム等の受講者数を843件　　　年に 助言を 530件、研修を 248件、啓発を 3件、支援プログラム等の受講者数を843件

○　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者の協議の場

年に ２回 開催　　年に ２回 開催　　年に ２回 開催

協議の場への関係する人の参加者数

年に 10名 参加　　年に 10名 参加　　年に 10名 参加

協議の場での目標設定と評価

目標設定と評価を年に１回 実施　　目標設定と評価を年に１回 実施　　目標設定と評価を年に１回 実施

精神障がいのある人の利用者数

地域移行支援27人、地域定着支援346人、共同生活援助650人、自立生活援助13人　　地域移行支援27人、地域定着支援409人、共同生活援助708人、自立生活援助15人　　地域移行支援27人、地域定着支援472人、共同生活援助773人、自立生活援助18人

20ページ

注釈　見込み量の読み上げは、2021「令和３年度」　2022「令和４年度」　2023「令和５年度」の順で読み上げます。

〇　相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援

年に　40,514回　　年に　44,521回　　年に　48,528回

地域の相談支援体制の強化

年に　指導助言を894件、人材育成の支援を307件、連携強化を1,380回　　年に　指導助言を897件、人材育成の支援を326件、連携強化を1, 401回　　年に　指導助言を900件、人材育成の支援を345件、連携強化を1,422回

〇　障がい福祉サービスをよくするための取組

障がい福祉サービス等にかかる研修

年に　43人 参加　　年に　43人 参加　　年に　43人 参加

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業所への集団指導で　年に　１回注意喚起する　　事業所への集団指導で　年に　１回注意喚起する　　事業所への集団指導で　年に　１回注意喚起する

事業者に教えたことの共有

市役所などで働く人のための勉強会へ　年に１回　参加する　　市役所などで働く人のための勉強会へ　年に１回　参加する　　市役所などで働く人のための勉強会へ　年に１回　参加する